

議案第 3 2 号

**専決処分の承認について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 2 4 年 3 月 3 1 日

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

## 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。